

主 な 説 明 要 旨

(地域生活支援担当)

(目次)

1 地域生活支援事業等について

- (1) 令和3年度予算(案)について
- (2) 地域生活支援事業の実施に当たっての留意事項

2 意思疎通支援について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の対応等について
- (2) 電話リレーサービスの公共インフラ化について
- (3) 意思疎通支援事業等について

3 障害者の社会参加の促進について

- (1) 芸術文化活動等の推進について
- (2) 障害者優先調達推進法について
- (3) 障害者虐待の未然防止・早期発見等について

4 令和3年度の主な山梨県事業について

- (1) 失語症者向け意思疎通支援事業について
- (2) 障害者文化芸術活動推進事業について
- (3) ウェブサイト『障害者のできる仕事～つながるナビ～』について
- (4) 農福連携の取り組みについて

1～3については、令和3年3月に厚生労働省で配布された障害保健福祉関係主管課長会議における資料をもとに、要旨を作成しております。

記載されているページは、厚生労働省資料の関連ページになります。

1 地域生活支援事業等について

(企画課自立支援振興室資料)

(1) 令和3年度予算(案)について(P1)

ア 令和3年度予算(案)の概要

地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業は、各自治体が実施主体となり、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業である。また、国として促進すべき事業については、「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、1/2又は定額の補助額を確保している。

(主な見直し事項)

- ・医療的ケア児相談体制整備の推進、発達障害者支援体制等の拡充
- ・本体事業から促進事業への移行
「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」

- 市町村において、地域における障害者等の支援を推進するため、拡充された事業等の活用を図るとともに、事業全体が効果的かつ効率的に運営されるよう、引き続き取り組みをお願いします。

また、新しい生活様式等を踏まえた、本事業における新型コロナウイルス感染防止対策に必要な経費については、令和3年度以降、本事業の対象経費として計上して差し支えないので、交付申請等に際してご留意ください。

地域生活支援事業の見直しについて

令和2年6月に改正された社会福祉法に基づき、一部市町村において令和3年度から、重層的支援体制整備事業(※)を実施するための経費を含んでいる。

(※) 地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う事業

- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村におかれては、対象事業について「地域生活支援事業費等補助金」の補助対象から「重層的支援体制整備事業」の補助対象となるので、令和3年度以降の執行に当たっては、ご留意をお願いします。
- また、今後移行する市町村におかれては、所要見込みを厳格に精査いただき、適正に見込んでいただくよう、よろしくをお願いします。

イ 地域生活支援促進事業の見直しについて

地域生活支援促進事業については、市町村及び都道府県における事業の着実な実施に必要な予算(62億円)を計上している。

令和3年度予算（案）における見直しの内容は以下のとおりである。なお、各事業の詳細については、所管課の資料を参照してください。

【事業の拡充等】

- ・「医療的ケア児等総合支援事業」の拡充（都道府県、市町村事業）
医療的ケア児等コーディネーターの配置を拡充し、医療的ケア児等の相談支援体制の整備等を図る。
- ・「発達障害者及び家族等支援事業」の拡充（都道府県、市町村事業）
市町村や事業所等が抱える困難事例への対応促進等を図るため、発達障害者支援センター等に配置する発達障害者地域支援マネジャーの体制強化や、複数のマネジャーを統括する立場のマネジャーの新規配置を行う。

(2) 地域生活支援事業の実施に当たっての留意事項（P3）

ア 新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮した事業実施について

地域生活支援事業における「地域活動支援センター」や「日中一時支援」等、必要な支援等を提供する事業については、利用者やその家族の安定した生活を確保する観点から、できるだけ継続的に事業が実施されることが重要であるため、十分な感染防止対策を前提に、利用者に対する事業を引き続き実施いただくなど、必要な対応をお願いしたい。

また、地域生活支援事業を活用した各種養成研修や普及啓発イベントの開催等については、可能な範囲でオンライン実施等を検討するなど、柔軟な形態による事業実施に取り組んでいただきたい。

イ 令和3年度配分方針等について

① 地域生活支援事業の令和3年度執行について

地域生活支援事業については、引き続き、前年度の執行実績や必須事業の実施状況等を踏まえて配分する予定である。

当該実績は、交付要綱において定める実績報告に基づいて算定しているが、例年、一部の自治体からの提出の遅れにより全体のスケジュールに影響が生じている。

- ▶ 市町村におかれては、実績報告の提出に当たっては、別途お示しする提出期限を遵守するよう、お願いします。

また、内示については、令和2年度と同様に、当初内示と追加内示の2回に分けて行うこととしている。

② 地域生活支援事業と地域生活支援促進事業の関係

「地域生活支援事業」は、各地方自治体が、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業であり、また、交付された補助金は各地方自治体の

裁量で個々の事業に柔軟に配分することができる「統合補助金」である。

他方、「地域生活支援促進事業」は、国として促進すべき事業について特別枠に位置づけ、事業ごとに交付する補助金によりそれぞれの事業を実施するものである。

地域生活支援事業に交付された補助金と地域生活支援促進事業に交付された補助金の配分を変更することはできないので、補助金の事前協議の際には事業費の見積りを適切に行うとともに、執行に当たっては留意されたい。

ウ 必須事業未実施市町村における事業化に向けた取組

地域生活支援事業は、障害者総合支援法において、市町村が実施するものとして必須事業を定めている。この必須事業は、移動支援事業や意思疎通支援事業といった障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要な事業が位置づけられているが、令和元年度末時点において実施体制が整備されておらず、未だ実施していない市町村が見受けられる。

必須事業の実施体制が整備されていない市町村においては、利用対象者からサービスを受けたい旨の申し出があった際、確実にサービス提供につなげられるよう、近隣市町村と連携してサービス提供者の育成・確保に取り組むなど、地域で生活する障害者のニーズに即したサービスの確保をお願いしたい。

エ 地域生活支援事業の適正な実施

地域生活支援事業等の補助対象外事業については、地域生活支援事業実施要綱の7の留意事項において次のように明記している。

[引用開始]-----

(4) 次に掲げる事業については、補助対象とならない。

ア 地域生活支援事業のうち交付税措置により行われる事業

イ 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

ウ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものを含む。）を行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業

-----[引用終了]

しかしながら、一部の市町村において、

- ・ 他制度で支給すべき機器等を「日常生活用具給付等事業」の対象としている
- ・ 障害者に対するタクシー券の交付といった金銭給付を行う事業を「移動支援事業」に位置付けている

等、補助対象とならない事業を含めて交付申請等を行っている事例が過去に見受けられた経緯がある。

市町村においては、引き続き、補助金の交付申請等に、国庫補助対象外の事業が含まれていないことを十分に確認するようお願いしたい。

オ サービス提供に際しての障害特性に応じた配慮

サービス事業者と利用者との契約において契約内容を点字、音声等で提供する等、障害特性に応じた配慮を行うよう、市町村におかれては、引き続き、事業者に対して周知するなどの対応をお願いしたい。

カ 地域生活支援事業における利用者負担

平成 22 年 4 月から、障害福祉サービス等に係る低所得（市町村民税非課税）者の利用者負担が無料化されたことを踏まえ、各実施主体の判断で定めることとなっている地域生活支援事業の利用者負担の取扱いについて検討をお願いしてきたところである。

- ▶ 市町村においては、障害福祉サービス等の利用者負担の取扱いを踏まえ、地域生活支援事業に係る利用者負担について、利用者の負担能力に応じて取り扱われるよう検討をお願いします。
- ▶ 特に、意思疎通支援事業や移動支援事業等については、地域生活支援事業創設以前の利用者負担の状況や障害福祉サービス等における利用者負担の状況等を十分に踏まえ、引き続き、サービス利用に支障が生じないよう対応をお願いします。

2 意思疎通支援について

(企画課自立支援振興室資料)

(1) 新型コロナウイルス感染症の対応等について (P9)

視聴覚障害者等は、その障害特性から情報取得や他者とのコミュニケーションが困難な状況である。新型コロナウイルス感染症に関する予防、支援施策の周知等にあたっては、障害福祉担当部局、新型コロナウイルス担当部局、視聴覚障害者情報提供施設、地域の障害者団体等が連携し、以下の点に留意しながら、障害特性を踏まえた情報発信に努めていただきたい。

- 視覚障害者については、相談に関する連絡先（電話番号等）の周知やホームページ上の情報のテキストデータの提供、郵送物の識別をするため、内容（「新型コロナウイルスの予防接種のご案内」等）や発信元（自治体名等）を点字や拡大文字での表記 等
- 聴覚障害者等については、電話による相談ができない方もいることから、電話以外にFAX 番号またはメールアドレスの周知や字幕映像の提供 等
- 知的障害者や発達障害者等については、専門的な用語や抽象的な用語を用いず、平易な言葉による説明、分かりやすい絵カードや写真等の使用 等

[参考1] 厚生労働省HP

- 「わかりやすい情報提供に関するガイドライン」

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai-shahukushi/dl/171020-01.pdf

[参考2] 内閣府HP

- 「公共サービス窓口における配慮マニュアルー障害のある方に対する心の身だしなみー」

<https://www8.cao.go.jp/shougai/manual.html>

[参考3] 国土交通省HP

- 「知的障害、発達障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック」

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000005.html

地域生活支援事業等における新型コロナウイルス感染防止対策に必要な経費については、令和3年度以降、事業の対象経費として計上して差し支えないとしている。

通訳者等の派遣を依頼する際に、使用する消毒用品等を障害者本人が準備する事例があるとされているが、これらの経費を申請者の負担とすることは適切でないため、事業の実施にあたっては留意されたい。

なお、障害者等が医療機関等において受診する場合や入院する場合において、障害者

等に対する合理的な配慮については、以下のような HP で紹介されているので、必要に応じて管内の関係団体や医療機関にも情報提供していただきたい。

医療機関における障害者への合理的配慮 事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000331883.pdf>

視覚に障がいのある方が新型コロナウイルスに感染し入院したら

<http://www.sakai-kfp.info/CMS/data/img//sg.pdf>

(資料1)「情報・コミュニケーション支援を必要とする障害者等に対する新型コロナウイルス感染症の対応への配慮について」(令和2年2月17日付事務連絡)

(資料2)「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供について」(令和3年3月3日付け事務連絡)

(2) 電話リレーサービスの公共インフラ化について (P 1 2)

「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が令和2年12月に施行され、令和3年度中の公共インフラによる電話リレーサービスの開始を目指して、総務省を中心に準備が進められている。

厚生労働省においてはオペレータとなる通訳者の養成に引き続き努める他、広報等についても総務省に協力することとしている。

今後、パンフレットやポスター等が総務省から提供される予定であるため、電話リレーサービスの広報等についても聴覚障害者情報提供施設、関係団体等と協力の上、取り組んでいただきたい。

(資料3) 公共インフラとしての電話リレーサービス

(3) 意思疎通支援事業等について

① 遠隔手話サービスの適切な実施 (P 1 3)

手話通訳者の設置がない市町村窓口等において、遠隔手話通訳サービス(遠隔による要約筆記支援を含む。)を導入した場合にも、地域生活支援事業の対象となる。令和元年度からは、手話通訳者の派遣事業における遠隔手話通訳サービスによる提供も、地域生活支援事業の対象としている。

加えて、令和2年度補正予算により、「遠隔手話サービス等を利用した聴覚障害者の意思疎通支援体制の強化事業」において、遠隔手話サービスを実施するための導入経費が支援されているところである。

▶ 本県でも、手話通訳の補完的サービスとして意思疎通支援を提供できる環境を整えるため、タブレットを整備し、令和2年7月から遠隔手話サービスを開始しました。今後は、より効果的な事業とするため、遠隔手話サービスの更なる周知や、タブレットの効果的な配置を行っていく予定であるため、市町村におかれましても協力をお願いします。

(資料4) 遠隔手話サービスを利用した聴覚障害者の意思疎通支援体制強化事業
(令和2年度第3次補正予算)

② 失語症者向け意思疎通支援者の派遣 (P 14)

失語症者向け意思疎通支援者の派遣については、「意思疎通支援事業(市町村必須事業)」において実施できるよう、実施体制の構築に向けた検討を進めているところである。市町村においても、県と連携し、積極的な取組をお願いしたい。

なお、令和元年度に一般社団法人日本言語聴覚士協会によって「失語症者向け意思疎通支援者の効果的な派遣実施に向けた調査研究」が実施され、既に実施に取り組んでいる事例も紹介されていることから、参考としていただきたい。

失語症者向け意思疎通支援者の効果的な派遣実施に向けた調査研究

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000653512.pdf>

③ その他の留意事項 (P 14)

意思疎通支援事業等の実施にあたっては、視聴覚障害者情報提供施設などの関係機関や団体への委託、近隣市町村との共同実施などの方法により、効率的な事業の実施に努められたい。

3 障害者の社会参加の促進について

(1) 芸術文化活動等の推進について 企画課自立支援振興室資料 (P 20)

① 芸術文化活動等の推進

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、文化芸術に関する活動や交流が難しくなっているが、感染予防対策、リモートや対面しない創造活動、オンラインでの発表等、様々な工夫をこらした取組が行われているところである。市町村においても、感染予防対策を講じつつ、地域における障害者の芸術文化活動等の推進に関わる事業に、積極的に取り組んでいただきたい。

(2) 障害者優先調達推進法について 障害福祉課資料 (P 280)

① 調達方針の作成について

障害者優先調達推進法において、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針(以下「調達方針」という)を作成することとされていることから、調達方針を必ず作成していただきたい。

また、調達方針で各々定める目標を達成すべく、共同受注窓口の活用を含め、個別具体的な対応策を講じ、障害者優先調達推進法に基づく取組を目に見える形で推進していただきたい。

- 本県の優先調達実績（市町村による調達）は、ここ数年、全国最下位となっており、46位とも大きな差があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、就労継続支援事業所における生産活動収入が大きく減少していることから、優先調達をより一層促進するための取り組みをお願いします。

(3) 障害者虐待の未然防止・早期発見等について 障害福祉課資料（P294）

障害者虐待の深刻化、重篤化を防ぐため、通報義務についての周知を更に徹底するとともに、障害者虐待防止法第16条4項において、虐待通報を行った職員等への不利益な取扱い等がなされないことについても周知徹底を図りたい。

このため、各都道府県において実施される障害者虐待防止研修における障害者福祉施設管理者、市町村虐待防止担当職員等の研修受講を勧奨するとともに、研修受講状況について把握し、未だ研修を受講していない管理者等に対しては、改めて研修受講の徹底を図りたい。

また、報道等で明らかになる重篤な虐待事案が散見されることから、市町村においては事業所に対する適切な事実確認を実施するとともに都道府県等と連携して適切な権限行使をお願いしたい。

さらに、LGBTのような性的指向・性自認を持つ虐待を受けている障害者について、当該障害者の多様な特性に配慮した上で、本人の意思や人格を尊重した適切な措置が講じられるよう、事業者に対して周知を図りたい。

4 令和3年度の主な山梨県事業について

(1) 失語症者向け意思疎通支援事業について

本県では、令和2年度から失語症者向け意思疎通支援者養成研修を実施し、令和3年3月13日時点で14名の支援者を名簿登録したところです。市町村が円滑に派遣を実施できるよう、令和3年度についても引き続き支援者の養成に努めていきます。

市町村におかれましては、早期の派遣に向けた体制の構築に積極的に取り組んでいただくようお願いします。

（資料5）意思疎通支援事業スキーム

(2) 障害者文化芸術活動推進事業について

本県では、本年度、「やまなし障害児・障害者プラン2021」において、山梨県障害者文化芸術活動推進計画を一体的に策定したところです。今後は、「楽しむ（鑑賞・創造・発表の機会の確保）」「支える（芸術上価値の高い作品への支援）」「深める（交流の促進・障害者理解の促進）」の3つの柱に分け、具体的な施策を展開していきます。

令和3年度からは、新たに「障害者文化芸術魅力発信事業」を創設し、事業を推進します。

市町村においても、障害者による文化芸術活動を盛り上げるとともに、県事業への積極的な協力をお願いします。

(資料6) 障害者文化芸術魅力発信事業について

① 山梨県障害者芸術・文化祭

歌やダンス等の舞台発表、障害者施設による授産製品等の物品販売など、障害の有無にかかわらず誰もが楽しめるイベントを実施します。

- ・日時：令和3年11月19日（金）から20日（土）
- ・場所：甲府駅北口よっちゃばれ広場、県立図書館 他

② 山梨県障害者文化展

障害者が趣味や技術を活かした作品、リハビリテーションの中で制作した作品を、幅広く募集し展示します。

出展作品数の増加と、鑑賞の機会の拡大を図るため、令和3年度から会場を国中と富士・東部の2地域に分散して開催します。また、各会場の優秀作品を集めた総合展を開催します。

【地域展（国中）】

- ・日時：令和3年9月23日（木）から29日（水）
- ・場所：韮崎市民交流センター ニコリ

【地域展（富士・東部）】

- ・日時：令和3年10月7日（木）から13日（水）
- ・場所：富士急百貨店Q-S T A

【総合展】

- ・日時：令和3年11月5日（金）から9日（火）
- ・場所：県立図書館

③ 先進的な舞台発表団体を招聘した鑑賞会、アール・ブリュット企画展

舞台発表を行う著名なアール・ブリュット団体を招聘した鑑賞会や、県内外の著名なアール・ブリュット作家の作品を集めた企画展を開催します。

※アール・ブリュット … 正規の芸術教育を受けていない人が生み出すアートのこと

④ まちなか・いえなか美術館

まちなかのカフェや企業のロビー等、多くの人の目に触れる場所に、障害者による文化芸術作品を展示します。

⑤ 文化芸術活動に関する相談支援

作品の創造に関することや、作品を二次利用した商品の開発・販売等について、専門的な相談が可能な支援コーディネーターを設置し、作家本人やその支援者に対しての相談支援を行います。

⑥ ふれあい創作活動

障害者を対象に、絵画・陶芸・手芸などの創作活動を支援する指導者を派遣します。これまでは団体利用に限っていましたが、在宅の障害者が本事業を利用しやすいよう、令和3年度からは1名での利用も可能とするよう見直しました。

(3) ウェブサイト『障害者のできる仕事～つながるナビ～』について

就労継続支援事業所の提供できる商品・サービスのPRや、企業や市町村が依頼したい仕事を掲載することができる、ウェブサイト『障害者のできる仕事～つながるナビ～』を開設しました。

市町村におかれましては、優先調達のより一層の促進のため、このサイトの活用と共に、令和3年3月24日に開催した市町村優先調達担当者会議で配布したパンフレットを関係機関へ周知していただくようお願いします。

(資料7)『障害者のできる仕事～つながるナビ～』

(4) 農福連携の取り組みについて

県では、平成30年4月に山梨県農福連携推進センターを設置し、福祉施設と農家とのマッチング、農福マルシェの開催、農福連携アドバイザー派遣などの事業を展開し、障害のある方の就労機会の確保と工賃向上に務めてきたところです。

その成果として、多くの障害のある方が農業に携わるとともに、障害者施設自ら農業を始めるところも増えています。

令和3年度は、農福連携で生産された商品や、その加工品である農福連携6次産業化商品のブランド化を進め、販売促進への支援を重点的に進めていきます。

市町村におかれましては、農政部局と連携し、農福連携をすすめていただくとともに、農福連携商品をふるさと納税に利用していただくなどのご検討をお願いします。

(資料8) 農福連携パワーアップ事業について